

岩手県告示第356号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年10月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
カワチ薬局矢巾店	紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割88番地1	令和元年9月1日
はまと神経内科クリニック	釜石市鶴住居町第13地割31番地1（鶴住居地区26街区7画地）	〃
リリーフ薬局	釜石市鶴住居町第13地割43番地1（鶴住居地区26街区1画地）	〃
日本調剤岩手医大前薬局	紫波郡矢巾町医大通二丁目1番12号	〃
つくし薬局土沢店	花巻市東和町土沢8区326番地	〃